

北海道科学技術振興条例について (平成20年4月1日施行)

条例制定の趣旨

ねらい

本道における、連続的・持続的なイノベーションの創出

必要な手だて

- 産学官及び金融機関等の関係者による戦略的目標の共有
- 地域の実状に応じた施策展開のステップアップ

制定の効果：全国に先駆けて条例を制定し、道内外へ明確なメッセージを発信

- 産学官及び金融機関等における新たな推進体制の整備
- 将来を展望した戦略的・集中的な施策の展開
- 道民の科学技術に対する理解の増進

条例の概要

1 総則（条例の基本的事項）

目的 この条例によって実現しようとする目的を明らかにしています。

- 科学技術の水準の向上
- 新たな経済的又は社会的な価値の創造（イノベーションの創出）

前文 この条例の趣旨や考え方を明らかにしています

[目指す姿]

- 本道経済の活性化・自立化
- 安全・安心な生活基盤の創造
- 環境と調和した持続的な社会の実現

基本理念 科学技術の振興を図る上での基本的な事項を定めています。

- 経済活性化・道民生活安定向上・環境と調和した社会の実現に重要な役割、国際的視点の必要性
- 研究者及び技術者の創造性の発揮、広範な分野における基礎研究・応用研究・開発研究の調和
- 産学官（事業者、大学等、国、道、市町村、支援団体）及び金融機関等の適切な役割分担による協働
- 地域の特性や潜在力を活かす
- 道民の理解と協力の下、活力を持って持続的に行われる

関係者の責務・役割

科学技術振興の成果が道民生活や地域社会に還元されるためには、道及び関係者の適切な役割分担による協働が重要であることから、それぞれの役割等について定めています。

- 道の責務
- 関係者の役割（大学等、事業者、支援団体、金融機関等、道民）

2 科学技術の振興に関する基本的施策等

基本計画 科学技術の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するための「基本計画」を策定します。

計画の内容 ・基本的な目標及び施策 ・重点的に講ずる措置 ・推進の手法及び体制 ・その他必要事項

策定の手続 ・道民意見の反映 ・科学技術審議会の意見聴取

基本的施策 科学技術を振興するため、道が取り組む基本的な施策について定めています。

- 研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進
- 道における試験研究等の推進
- 産学官及び金融機関の協働の促進
- 知的財産の創造、保護及び活用
- 科学技術を支える人材の育成等及び道民の理解の増進
- 科学技術の振興を図るための体制の整備
- 財政上の措置
- 推進状況の公表

3 北海道科学技術審議会

「北海道科学技術審議会条例」（昭和28年北海道条例第3号）を廃止し、本条例に統合しました。

- 設置
- 所掌事項
→知事の諮問に応じた重要事項、基本計画の推進状況ほか
- 組織
- 委員及び特別委員
- 会長及び副会長
- 会議
- 部会
- 会長への委任

北海道科学技術振興条例のポイント

1 条例を制定したねらい（前文、第1条）

科学技術の振興を通して、その水準の向上とイノベーション（新たな経済的・社会的価値）を創出し、北海道経済の自立的発展と、安全・安心で環境と調和した持続的社会的の実現を目指すことをうたった、全国初の条例として制定しました。

2 条例の基本理念（第3条）

科学技術の振興を図る上での基本となる考え方（基本理念）は次の5つです。これらの理念のもと、本道の特性を踏まえ、バイオ・IT・ものづくり・環境など幅広い分野において、科学技術の振興に取り組みます。

I
経済活性化や生活の安定向上、環境と調和した社会実現に重要

II
研究者・技術者の創造性発揮、広範な分野での基礎・応用・開発研究の調和

III
産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働

IV
地域の特性や潜在力を活かす

V
道民の理解と協力の下、活力を持って持続的に実施

3 推進に向けた関係者の責務・役割（第4条から第9条）

上記基本理念にのっとり、関係者が適切な役割を担い、科学技術の振興に取り組みます。

〔北海道の責務（第4条）〕

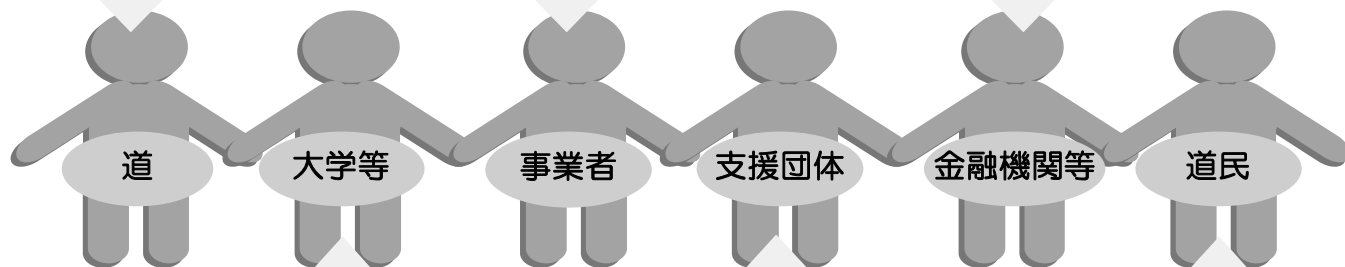
国、市町村その他の関係者との緊密な連携の下、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務が有ります。

〔事業者の役割（第6条）〕

研究開発や新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通して、事業活動の高度化と地域経済への寄与に努めます。

〔金融機関等の役割（第8条）〕

事業者の意欲ある取組を発掘・育成するとともに、事業化に向けた産学官への助言等を通して、地域経済の活性化に努めます。



〔大学等の役割（第5条）〕

人材の育成と研究成果の社会への還元等を通して、地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めます。

〔支援団体の役割（第7条）〕

道民への科学技術に対する理解増進並びに大学等における研究成果の事業化等に向けた支援等を通して、北海道における科学技術の振興を促進するよう努めます。

〔道民の役割（第9条）〕

科学的なものの見方・考え方を育むことの重要性並びに科学技術の振興が生活の向上と地域社会の活性化に役立つことを認識し、各種催し等に参加するよう努めます。